

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年九月八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウェストランド

所在地 津山市二宮字上野七一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七

代表者の氏名 代表取締役 石原 祐侑

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 株式会社イズミ 午前九時 その他 午前十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後九時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後九時三十分まで

4 変更年月日

平成十八年九月一日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ ほか十三社

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千九百八十六平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 四百八十九台

イ 駐輪場の収容台数 七十台

ウ 荷さばき施設の面積 四百六十二・三平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 七十六・六〇立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

イ 駐車場の自動車の出入口の数 七箇所

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後七時まで

二 届出年月日

平成十八年八月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年九月八日から平成十九年一月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課